

CP配布 室長
首席
鴨下

1

極秘・秘・取扱注意・平

極秘作成部数 部の内 号

秘密指定権者決裁

秘密 指定 平成 年 月 日迄、公表迄
期間 決定迄、署名迄、保存期間に同じ

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 指 定 事 由 | 1個人情報 | 4公安秩序 |
| (情報公開法 第5条該当号数) | 2法人情報 | 5内部検討 |
| | 3外交情報 | 6事務支障 |

報 告・供 覧

| 大臣 | 秘書官 | 主管 | 保 存 期 間 |
|---|------|--------|------------------------------------|
| 副大臣 | | 総務課長 | (30年) (10年) (5年) |
| 副大臣 | | | (3年) (1年) (1年未満) |
| 大臣政務官 | ① CP | 情報公開室長 | 平成 年 月 日迄 |
| 大臣政務官 | | | 注: 満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。 |
| 大臣政務官 | ② CP | 首脳事務官 | |
| 事務次官 | ③ CP | | 完結 平成 年 月 日 |
| 外務審議官 | | | 起案 平成 21 年 4 月 5 日 |
| 外務審議官 | | | 起案者 電話番号 鴨下 3650 |
| 官房長 | | | |
| ● 秘書官が御了承とする場合には了承 日付を決裁時に記入すること。 | | | |
| 回覧先 | | | |
| CP配布 | | | |
| 下記の件に関し報告・供覧します。 | | | |
| 件名 内閣府行政刷新事務局刊行の打ち合わせ官庁手帳 情報公開法改正についてのアガーフ | | | |
| (本文) (別添一)(別添二) | | | |
| GA-7 (平成 21.2.12 改正) | | 外 務 省 | 回覧番号 |

情報公開制度の改正についての内閣府よりの西村政務官への説明 (概要)

5日、内閣府行政刷新事務局「職員の声」担当室長他3名が西村政務官を往訪し、情報公開法の改正について説明を行ったところ、説明及び質疑応答概要以下のとおり。(席上配付資料別添。於：西村政務官室、時間：12時20分より30分程度)

(先方：小峯室長、小島(仙石)大臣秘書ら4名、当方：西村政務官、伊藤秘書官、鴨下情報公開室事務官)

1. 内閣府よりの説明

(1) これまで、仙石行政刷新相によるトップダウンで情報公開法改正に向け、インフォーマルな検討会を実施してきたが、4月15日、逢坂総理補佐官の指示で、正式に検討会を立ち上げる運びとなった。メンバーは、枝野内閣府特命担当大臣(行政刷新)(座長)、階総務省政務官、逢坂総理補佐官。今後、スケジュール(別添参照)に従い、6月中に改正案をとりまとめ、本年の臨時国会で改正を目指す考え。

(2) 新たな情報公開法改正のポイント

大きな改革は、①「国民の知る権利」の明記、②裁判におけるインカメラ審査の導入。その他の具体的なポイントは以下のとおり。

- 不開示事由について、国の安全、公共の安全等に関する情報に関し、おそれがあると「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を削除し、行政機関の長の裁量を狭めることを検討。(第2、3)
- 不開示決定をする際には、具体的な理由を記述させる(行政手続法が定めている理由附記よりも重いものを想定。)(第3、1)
- 全部不開示決定をするときには、内閣総理大臣に報告(第3、2)
- 開示決定の期限を請求日から14日とする。
- 不服申立て日から14日以内に審査会に諮問する。
- 訴訟となった場合に、審理において、インカメラ審査(裁判所が不開示部分の内容を原告には開示することなく見分する審査)を導入する。
- 国会、裁判所関係の情報公開制度導入を促す。
- 政府周辺法人関係について「独立行政法人等」に含まれる法人にも情報公開法を適用。

2. 具体的な質疑応答

(1) 文書廃棄の促進について

(西村政務官) 上記のような改正を行った結果逆に行政文書が廃棄されるおそれもある。上川公文書担当相は、各省庁の書庫を回り、文書を廃棄しないよう指示をだした。現在、文書の廃棄をするにあたっては、国立公文書館の指揮・指導を受けることになっ

ているが、新たに廃棄される文書がないように担保していく必要あり。

(2) 公文書管理法との関係

(西村政務官) 公文書管理法の施行令の進捗如何。

(内閣府担当) 公文書管理部門と情報公開法改正部門は担当が別なので詳細は知らない。

(3) 改正案のすべての条文化は可能か

(西村政務官) これらの改正すべてを条文化することはできるのか。

(内閣府担当) 難しいのは、不開示事由である国の安全、公共の安全等に関する情報について、行政機関の長の裁量を狭める点と、訴訟にインカメラ審理を導入する点、また、政府周辺法人の情報公開についても困難を伴う。

(4) 政府周辺法人

(西村政務官) 政府周辺法人に関し、郵政公社は含まれるのか。

(内閣府担当) 独立行政法人化する際の議論では、郵政公社は情報公開法の対象外だった。これまで「特殊法人」について、どの法人が情報公開法の対象となるかどうかについては、きれいに整理されていないのが現状。

(5) 国会、裁判所関係の情報公開制度の導入

(西村政務官) 国会、裁判所関係の情報公開制度の導入の促し方如何。個人的には、やりたいと考えており、衆参議長にお願いに行ったことがある。

(内閣府担当) 国会については、江田議事録のようにきれいに製本されたものについては国立公文書館に移管できるようにしようという発言あり。

(西村政務官) 国会、裁判所関係について、共に協議する場も必要ではないか。

(6) 知る権利

(西村政務官) 「知る権利」は権利として確立しているかどうかについても議論があるが明記するのか。

(内閣府担当) 「知る権利」には、①報道の自由の文脈で語られる権利と、②情報公開のように国家の情報を国民が利用するという分脈で語られる権利がある。今回の案では、後者の概念（「『国民の』知る権利」）に限定して用いている。

(了)

行政透明化検討チームについて

趣旨・概要

- 行政の透明性のあり方を検討するため、内閣府特命担当大臣（行政刷新）を座長とし、政務三役等及び有識者で構成する「行政透明化検討チーム」を設置する。

座長 枝野幸男 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
座長代理 三宅 弘 弁護士
事務局長 泉 健太 内閣府大臣政務官
構成員 内閣総理大臣補佐官、総務大臣政務官及び有識者

- まずは、国の情報公開制度に関して、主として行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律について抜本的見直しを図るべく集中的な検討を加え、6月中を目途に一定のとりまとめを行う。

- 有識者メンバーは、当面、以下のとおりとする。（敬称略・五十音順）

渋谷秀樹 立教大学教授
橋本博之 慶應義塾大学教授
藤原静雄 筑波大学大学院教授
松村雅生 日本大学教授
三木由希子 NPO 法人情報公開クリアリングハウス理事
三宅弘 弁護士

※ 必要に応じ、オブザーバーの参加もある。

庶務

検討チームの庶務は、内閣府において処理する。

スケジュール案

第1回検討会（4月12の週）

自己紹介、ユーザーサイドからの状況説明、大臣案提示、国民・職員の声紹介

→ パブリックコメント開始（期間1か月）

第2回検討会（5月10の週） ヒアリング・フリートーキング

情報公開制度の運用状況（総務省より説明）、審査会の機能について、不開示情報及び手続き

第3回検討会（5月24の週） パブコメ検討・フリートーキング

パブコメの検討、対象法人の拡大、司法・立法への対象拡大

第4回検討会（6月7の週） 大臣案再提示・とりまとめ

大臣案再提示、フリートーキング、とりまとめ

第5回検討会（6月21の週） 予備日

情報公開制度の改正の方向性について

国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を以下の方向で見直すことを検討すべきではないか。

第1 目的の改正

法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を明示するべきではないか。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。

1 個人に関する情報

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も開示する。

2 法人等に関する情報

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報

公にすること等により、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件の該当性の判断につき、行政機関の長に広範な裁量を認める規定を見直す。

4 審議・検討等に関する情報

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

5 部分開示

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

6 公益上の理由による裁量開示

内閣総理大臣は、公益上特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政文書の全部の開示その他の必要な措置をとるように求めることができるものとする。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするため、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容

行政機関の長は、不開示決定をする場合は、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した具体的な理由を書面により示さなくてはならないものとする。

2 内閣総理大臣への報告と措置要求

- (1) 行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して行政文書の全部の開示その他の必要な措置をとるように求めることができるものとする。

3 開示決定等の期限

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないものとする。

4 開示決定等の期限の特例

開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等した日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。

5 みなし規定

開示請求者は、行政機関の長が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

6 手数料

- (1) 開示請求に係る手数料を廃止する。
- (2) 開示実施に係る手数料の一部を引き下げる。
- (3) 開示実施に係る手数料の減免に係る限度額を廃止する。

第4 審査会への諮詢等に関する改正

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮詢は、当該不服申立てのあった日から14日以内にしなければならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ボーン・インデックス」の作成・提出に関する手続を創設するとともに、いわゆる「インカメラ審理」を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる費用に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決等に係る抗告訴訟(以下「情報公開訴訟」という。)は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めるものとする。

3 審理の特例

- (1) 情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、法第5条又は第6条に該当する事由の有無等につき、当該行政文書の提出を受けずに公正な判断をすることができないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書の提出を命ずることができるものとすること。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書の開示を求めることができるものとする。

- (2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、行政機関の長に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならないものとする。
- (4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

4 情報公開条例の扱い

1乃至3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに係る抗告訴訟に準用するものとする。

第6 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利の観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。

1 国会関係

衆参両院の事務局、法制局、国会図書館等を対象に情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等を対象に、情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

3 政府周辺法人関係

国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。

第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。